

# UFC 道路橋床版研究会

## 2022 年度 臨時総会

日 時：2022 年 7 月 20 日（水）15：15～15：45

開催方法：WE B 開催

次 第：

第 1 号議案 役員の選任について

第 2 号議案 会則及び細則の改正について

第 3 号議案 新規入会について

(参考資料)

会則及び細則

役員名簿

会員名簿

技術委員会名簿

第1号議案

## 役員の選任について

### 新役員候補者

役職	氏名	所属先	変更日
事務局長	大石 秀雄 氏	(一財) 阪神高速道路 先進技術研究所	2022年7月1日
(旧) 事務局長	西岡 勉 氏	同上	

#### <研究会会則>

第12条 4 事務局長、会計監事は、総会の承認を得て会長が委嘱する。幹事長と事務局長は、重複を妨げない。

第14条 2 任期途中で交代した役員の任期は、前任者の任期満了の日(2023年総会)までとする。

#### (参考) 幹事の変更

規則第12条第5号の規定に基づき、任期中に退任した役員の補欠者として、会長の指名をうけ以下のとおり変更。

役職	氏名	所属先	変更日
幹事	谷田 豊 氏	阪神高速道路(株)	2022年7月1日
(旧) 幹事長	金治 英貞氏	同上	

#### <研究会会則>

第12条 幹事は、第4条に定める 特別会員及び一般会員の互選による。

5 本条第1項及び本条第3項に規定する役員に関するうち、任期中に退任した役員の補欠者については、幹事会からの推薦を受け、会長が指名する。

## 第 2 号議案

# 会則及び細則の改正について

UFC道路橋床版研究会会則及び細則の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>UFC 道路橋床版研究会会則 平成 29 年 5 月 30 日制定</p> <p>(会員)</p> <p>第 4 条 本研究会の会員は、次の区分によって構成される。なお、会員の区分が明確でない場合には総会にて決定する。</p> <p>(1) 特別会員:国、自治体、公社、高速道路会社、財団法人<u>及び本技術に関する有識者</u>であり、本研究会の目的及び事業に賛同し、総会により入会が認められた団体<u>又は個人</u>。</p> <p>(入会)</p> <p>第 5 条 本研究会への入会を希望する法人<u>又は個人</u>は、次の手続きをしなければならない。</p> <p>(1) 特別会員に該当する団体<u>又は個人</u>は、入会申込書及び特別会員又は一般会員からの推薦状を第 21 条に規定する事務局に提出するものとする。</p>	<p>UFC 道路橋床版研究会会則 平成 29 年 5 月 30 日制定</p> <p>(会員)</p> <p>第 4 条 本研究会の会員は、次の区分によって構成される。なお、会員の区分が明確でない場合には総会にて決定する。</p> <p>(1) 特別会員:国、自治体、公社、高速道路会社、財団法人であり、本研究会の目的及び事業に賛同し、総会により入会が認められた団体。</p> <p>(入会)</p> <p>第 5 条 本研究会への入会を希望する法人は、次の手続きをしなければならない。</p> <p>(1) 特別会員に該当する団体は、入会申込書及び特別会員又は一般会員からの推薦状を第 21 条に規定する事務局に提出するものとする。</p>

改正後	改正前																																
<p style="text-align: center;">UFC 道路橋床版研究会細則 平成 29 年 5 月 30 日制定 (謝金等)</p> <p>第 7 条 総会、委員会に出席した有識者委員には、次表に基づき謝金(日当及び近距離交通費を含む)を支払う。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th><th style="text-align: center;">謝金</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>会長</td><td style="text-align: center;">30,000 円</td></tr> <tr> <td>技術委員長</td><td style="text-align: center;">20,000 円</td></tr> <tr> <td>委員</td><td style="text-align: center;">20,000 円</td></tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">2 支払いに際しては、所定の税務処理を行う。</p> <p>(旅費等)</p> <p>第 8 条 総会、委員会に出席した有識者委員には、次表に基づき旅費を支払う。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th><th style="text-align: center;">旅 費</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>近距離交通費</td><td style="text-align: center;">2,000 円(ただし、謝金に含む)</td></tr> <tr> <td>2,000 円を超える場合</td><td style="text-align: center;">実 費</td></tr> <tr> <td>宿泊を伴う場合</td><td style="text-align: center;">実 費</td></tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">2 支払いに際しては、所定の税務処理を行う。</p>		謝金	会長	30,000 円	技術委員長	20,000 円	委員	20,000 円		旅 費	近距離交通費	2,000 円(ただし、謝金に含む)	2,000 円を超える場合	実 費	宿泊を伴う場合	実 費	<p style="text-align: center;">UFC 道路橋床版研究会細則 平成 29 年 5 月 30 日制定 (謝金等)</p> <p>第 7 条 総会、委員会に出席した有識者委員(<u>会員に属さない委員</u>)には、次表に基づき謝金(日当及び近距離交通費を含む)を支払う。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th><th style="text-align: center;">謝金</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>会長</td><td style="text-align: center;">30,000 円</td></tr> <tr> <td>技術委員長</td><td style="text-align: center;">20,000 円</td></tr> <tr> <td>委員</td><td style="text-align: center;">20,000 円</td></tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">2 支払いに際しては、所定の税務処理を行う。</p> <p>(旅費等)</p> <p>第 8 条 総会、委員会に出席した有識者委員(<u>会員に属さない委員</u>)には、次表に基づき旅費を支払う。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th><th style="text-align: center;">旅 費</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>近距離交通費</td><td style="text-align: center;">2,000 円(ただし、謝金に含む)</td></tr> <tr> <td>2,000 円を超える場合</td><td style="text-align: center;">実 費</td></tr> <tr> <td>宿泊を伴う場合</td><td style="text-align: center;">実 費</td></tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">2 支払いに際しては、所定の税務処理を行う。</p>		謝金	会長	30,000 円	技術委員長	20,000 円	委員	20,000 円		旅 費	近距離交通費	2,000 円(ただし、謝金に含む)	2,000 円を超える場合	実 費	宿泊を伴う場合	実 費
	謝金																																
会長	30,000 円																																
技術委員長	20,000 円																																
委員	20,000 円																																
	旅 費																																
近距離交通費	2,000 円(ただし、謝金に含む)																																
2,000 円を超える場合	実 費																																
宿泊を伴う場合	実 費																																
	謝金																																
会長	30,000 円																																
技術委員長	20,000 円																																
委員	20,000 円																																
	旅 費																																
近距離交通費	2,000 円(ただし、謝金に含む)																																
2,000 円を超える場合	実 費																																
宿泊を伴う場合	実 費																																

<研究会会則>

第 18 条 総会は次の事項を審議する。

(2) 本会則及び細則の改廃

### 第3号議案

## 新規入会について

会則第5条(1)及び(2)の規定に基づく入会申し出のあった以下の法人及び個人に対し、会則第5条(3)の規定に基づき、新規での会員入会を提案します。

### 特別会員

会員名	所属
三木 朋広	神戸大学 准教授

### 一般会員

会員名	代表者
大成建設株式会社	代表取締役副社長執行役員 土木本部長 田中茂義

#### <参考>研究会会則

第4条 本研究会の会員は、次の区分によって構成される。なお、会員の区分が明確でない場合には総会にて決定する。

- (1) 特別会員:国、自治体、公社、高速道路会社、財団法人及び本技術に関する有識者であり、本研究会の目的及び事業に賛同し、総会により入会が認められた団体又は個人
- (2) 一般会員:本技術に関する設計、製作、施工及び維持管理などの業務を行う法人であり、本研究会の目的及び事業に賛同し、総会により入会が認められた法人。

第5条 本研究会への入会を希望する法人又は個人は、次の手続きをしなければならない。

- (1) 特別会員に該当する団体及び法人又は個人は、入会申込書及び特別会員又は一般会員からの推薦状を第21条に規定する事務局に提出するものとする。
- (2) 一般会員及び賛助会員に該当する法人は、入会申込書、入会希望理由書及び特別会員又は一般会員からの推薦状を第21条に規定する事務局に提出するものとする。
- (3) 特別会員の入会は総会の承認、一般会員の入会は、幹事会の確認の上、総会の承認を得て決定する

(三木 朋広 氏 入会申込書)

UFC 道路橋床版研究会 会長殿

UFC 道路橋床版研究会 入会申込書

[特別会員]

UFC 道路橋床版研究会の趣旨に賛同し、添付資料を添えて入会を申し込みます。  
なお、入会後は、関係法令及び貴会の会則並びに諸規程を遵守し、その規定に従うことを  
誓約いたします。

2022年 6月 30日

氏名

三木 朋広

所属・役職

神戸大学大学院工学研究科市民工学専攻 准教授

住所 〒657-8501

神戸市灘区六甲台町 1-1

電話番号：078-803-6094

E-mail：mikitomo@port.kobe-u.ac.jp

(三木 朋広 氏 推薦状)

2022年 6月30日

UFC 道路橋床版研究会  
事務局長 殿

推 薦 状

下記の者の UFC 道路橋床版研究会の入会を推薦いたします。

記

氏名 三木 朋広

所属・役職 神戸大学大学院工学研究科市民工学専攻 准教授

所在地 神戸市灘区六甲台町 1-1

電話番号 078-803-6094

推薦会社

①会員会社名 阪神高速道路株式会社  
金治英貞

530-0006 大阪市北区中之島 3-2-4  
TEL:06-6232-6540, FAX:06-6203-8324  
[hidesada-kanaji@hanshin-exp.co.jp](mailto:hidesada-kanaji@hanshin-exp.co.jp)

以 上

(大成建設株式会社 入会申込書)

UFC 道路橋床版研究会 会長殿

## UFC 道路橋床版研究会 入会申込書

[ 特別会員,  一般会員,  賛助会員 ] (いずれかを○で囲む)

UFC 道路橋床版研究会の趣旨に賛同し、添付資料を添えて入会を申し込みます。  
なお、入会後は、関係法令及び貴会の会則並びに諸規程を遵守し、その規定に従うことを  
誓約いたします。

2022年 6月 17日

団体(法人)名

大成建設株式会社



団体(法人)代表者役職・氏名

代表取締役副社長執行役員土木本部長 田中 茂義

団体(法人)住所 〒163-0606

東京都新宿区西新宿一丁目25番1号

代表電話番号 : 03-3348-1111

ホームページURL : <https://www.taisei.co.jp>

【研究会との連絡窓口担当者】

所属部署 : 土木本部 土木技術部 橋梁技術室

役職・氏名 : 次長 大島 邦裕

住 所 〒163-0606

東京都新宿区西新宿一丁目25番1号

電話番号 : 03-5381-5079

E-mail : kuni-o@ce.taisei.co.jp

【添付資料】 団体の概要書ないし経歴書を添付してください。

20170205

(大成建設株式会社 入会希望理由書)

## UFC 道路橋床版研究会

### 入会希望理由書

以下の理由により、UFC 道路橋床版研究会への入会を希望します。

#### <希望理由>

弊社では、「人がいきいきとする環境を創造する」という経営理念の下、自然との調和の中で魅力ある空間と豊かな価値を生み出し、次世代のための夢と希望に溢れた地域社会づくりに取り組んでいます。この理念のもと、顧客や社会に對し、高品質の建設生産物を提供する技術のひとつとして、UFC に関連する技術開発と普及に尽力してきました。つきましては、この理念のもと、UFC を用いた道路橋床版の設計、製作、施工及び維持管理に関わる技術の向上、ならびに普及を通じて社会貢献したく思っており、一般会員としての入会を希望したくよろしくお願い申し上げます。

2022年 6月 17日

会社名 大成建設株式会社

氏名 大島 邦裕 

(大成建設株式会社 推薦状)

2022年6月17日

UFC 道路橋床版研究会  
事務局長 殿

推 薦 状

下記会社を UFC 道路橋床版研究会の入会を推薦いたします。

記

会社名 大成建設株式会社

所在地 東京都新宿区西新宿一丁目25番1号

電話番号 03-3348-1111

代表者 田中 茂義

代表者役職 代表取締役副社長執行役員土木本部長

推薦会社

①会員会社名 阪神高速道路株式会社  
(推薦者)フェロー(技術総括) 金治 英貞

530-0006 大阪市北区中之島 3-2-4

TEL 06-6232-6540, FAX 06-6203-8324

hidesada-kanaji@hanshin-exp.co.jp

以 上

参考資料

会則及び細則  
役員名簿  
会員名簿  
技術委員会名簿

UFC 道路橋床版研究会

## UFC 道路橋床版研究会会則

### 第 1 章 総 則

#### (名称)

第 1 条 本会は、UFC 道路橋床版研究会（以下、「本研究会」という）と称する。

#### (目的)

第 2 条 本研究会は、公益社団法人土木学会等の公的機関から技術評価を受けている超  
高強度纖維補強コンクリート（UFC）を用いた道路橋床版の設計、製作、施工及び  
維持管理に関わる技術（以下、「本技術」という）の向上、ならびに普及を通じて  
社会に貢献することを目的とする。

#### (事業)

第 3 条 本研究会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 本技術の品質確保に関する技術評価、品質管理、技術指導、技術課題の解決。
- (2) 本技術の改善・改良、新しい構造の研究・開発。
- (3) 本技術に関するマニュアルなどの技術資料の整備、展開。
- (4) 本技術の普及・展開に関する技術 PR、対外発表などの広報活動、及び関連技術情報  
の収集。
- (5) その他、本研究会の目的を達成するために必要な事項。

### 第 2 章 会 員

#### (会員)

第 4 条 本研究会の会員は、次の区分によって構成される。なお、会員の区分が明確でない場合には総会にて決定する。

- (1) 特別会員：国、自治体、公社、高速道路会社、財団法人であり、本研究会の目的及び事業に賛同し、総会により入会が認められた団体。
- (2) 一般会員：本技術に関する設計、製作、施工及び維持管理などの業務を行う法人で  
あり、本研究会の目的及び事業に賛同し、総会により入会が認められた法人。
- (3) 賛助会員：本技術に係わる材料の製造又は供給に携わる法人で、本研究会の目的及び事業に賛同し、総会により入会が認められた法人。

#### (入会)

第 5 条 本研究会への入会を希望する法人は、次の手続きをしなければならない。

- (1) 特別会員に該当する団体及び法人は、入会申込書及び特別会員又は一般会員からの推薦状を第 21 条に規定する事務局に提出するものとする。
- (2) 一般会員及び賛助会員に該当する法人は、入会申込書、入会希望理由書及び特別会員又は一般会員からの推薦状を第 21 条に規定する事務局に提出するものとする。
- (3) 特別会員の入会は総会の承認、一般会員の入会は、幹事会の確認の上、総会の承認を得て決定する。
- (4) 研究会設立時の各会員については推薦状を不要とし、設立総会にて入会を承認する。

### (会員の義務)

第6条 会員は、次の義務を負う。

- (1) 本会則を順守し、第3条の本研究会の事業の推進に努めるものとする。
- (2) 本研究会の活動を通じて知り得た秘密にすべき技術情報等を会員以外の第三者に開示してはならない。
- (3) 一般会員は、本技術の実施時に本研究会より技術指導を受けなければならない。
- (4) 一般会員は、毎年四月に前年度の本技術の適用実績を事務局に報告する。

### (会員の権利)

第7条 会員は、以下の権利を有する。

- (1) 本技術の実施等に関わる技術情報等の入手

### (会員資格の喪失)

第8条 会員は次の各号の一に該当する場合は、その資格を失う。

- (1) 退会
- (2) 除名
  - 2 会員資格を喪失したものは、前条に規定する会員としての一切の権利を失い、本研究会が有する財産に対してなんらの請求をすることができない。
  - 3 本研究会の活動を通じて知り得た技術情報などのうち秘密にすべき事項については、会員資格の喪失後においても第三者に開示してはならない。

### (退会)

第9条 会員が本研究会を退会しようとするときは、理由を付した退会届を30日以上の予告期間をおいて会長に提出しなければならない。

### (除名)

第10条 本研究会は会員が次の各号の一に該当するときは、総会の議決を得てこれを除名することができる。

- (1) 本研究会の目的若しくは事業を妨げる行為をしたとき。
- (2) その他、本研究会の会員としての義務を怠ったとき。

## 第3章 役員

### (役員)

第11条 本研究会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 幹事長 1名
- (3) 幹事 若干名
- (4) 事務局長 1名
- (5) 会計監事 2名

### (役員の選任)

第12条 幹事は、第4条に定める特別会員及び一般会員の互選による。

- 2 会長は、幹事会が推薦し総会にて承認する。
- 3 幹事長は、幹事の互選による。

- 4 事務局長、会計監事は、総会の承認を得て会長が委嘱する。幹事長と事務局長は、重複を妨げない。
- 5 本条第1項及び本条第3項に規定する役員に関するうち、任期中に退任した役員の補欠者については、幹事会からの推薦を受け、会長が指名する。

#### (役員の職務)

第13条 役員の職務は次のとおりとする。

- (1) 会長は本研究会を代表し、会務を統括するとともに総会の議長となる。
- (2) 幹事長は幹事会を統括するとともに、会長を補佐し、会長に事故がある時その職務を代行する。
- (3) 幹事は幹事会を構成し、会務の執行に当たる。
- (4) 事務局長は事務局を代表し、職務の執行に当たる。
- (5) 会計監事は本研究会の収支決算の監査を行う。

#### (役員の任期)

第14条 役員の任期は、就任の日から2年後の総会までとする。ただし、再任を妨げない。

2 任期途中で交代した役員の任期は、前任者の任期満了の日までとする。

#### (役員の解任)

第15条 役員に本研究会の役員としてふさわしくない行為があったときは、総会の議決により、これを解任することができる。

## 第4章 会議

#### (会議)

第16条 本研究会は総会を置く。

2 委員会などを設置する場合は、別に定める。

#### (総会)

第17条 総会は、特別会員及び一般会員をもって構成する。

2 総会は、定時総会と臨時総会とする。

(1) 定時総会は、毎年度期のはじめの適切な時期に開催する。

(2) 臨時総会は、会長が必要と認めた場合に開催する。

3 総会は会長が召集し、その議長を務める。

4 全ての特別会員及び一般会員の書面又は電磁記録の提出により、総会の審議を行ふことができる。

#### (総会の審議事項)

第18条 総会は次の事項を審議する。

- (1) 第3条に定める事業の計画、予算及び決算
- (2) 本会則及び細則の改廃
- (3) 会員の入会・除名
- (4) 役員等の承認
- (5) 委員会等の設置又は廃止

(6) 本研究会の解散

(7) その他、会長が必要と認める事項

(総会の議決権)

第 19 条 全ての特別会員と一般会員は総会において各 1 個の議決権を有する。

2 議決権の行使はこれを委任することができる。

(総会の議決)

第 20 条 総会は全会員の三分の二以上の出席（委任状提出者を含む）により開催することができる。

2 総会の議決は出席会員（委任状提出者を含む）の過半数の同意による。可・否同数のときは議長がこれを決する。

第 5 章 事務局

(事務局)

第 21 条 本研究会は、以下の事務を執行するため事務局を置く。

(1) 入会の受付

(2) 会議開催に関する連絡・事務

(3) 本技術の実績の把握

(4) 技術資料等の管理

(5) 会計処理

(6) その他、必要な事項

2 事務の執行に必要な経費については、本研究会から事務局に支払う。

第 6 章 会 費

(会費)

第 22 条 本研究会の運営資金は、入会金、年会費をもって賄うものとする。ただし、総会の議決により必要があるとされた場合は、臨時会費を徴収することができる。

2 会員は、別途細則に定める入会金及び年会費を納入する。

3 入会金、会費は、いかなる事由によっても返却しない。

(会計)

第 23 条 会長は、会計年度毎に収支予算書を作成し、定時総会で承認を得ることとする。

2 会長は、会計年度毎に決算書を作成し、会計監事の監査を受けるとともに、定時総会で承認を得る。

3 本研究会の会計年度は、4月1日から翌年の3月31日までとする。

第 7 章 知的財産

(知的財産の取扱い)

第 24 条 本研究会が行う事業において会員が共同で発明を行ったときは、当該特許権等は発明に関係した会員の共有とする。共有に係る特許権等の取り扱いは、当該会員が協議の上、定めるものとする。

- 2 前項の共有に係る特許権等について共同で出願等を行うときは、持ち分及び実施条件等を協議のうえ、共同出願契約を締結するものとする。
- 3 前二項の規定は本研究会において生じた発明等に係る知的財産権（特許権及び著作権を除く。）の取扱いに準用する。なお、著作権の取扱いは第 25 条の規定による。

**(関連著作物の取扱い)**

第 25 条 本研究会の成果として著作物（プログラムの著作物を含む。以下本条において同じ。）が得られた場合は、当該著作物の著作権の帰属及び実施（プログラムの著作物をコンピュータで使用する行為を含む。）その他の取扱いは、当該著作物を創作した会員が別途協議の上、書面により定めるものとする。

**(成果の公表)**

第 26 条 会員は、本研究会の事業の成果を第三者に公表しようとするときは、事前に文書又は電磁的記録により、全会員の同意を得るものとする。ただし、既に公知の場合はこの限りではない。

- 2 前項の義務は、会員が本研究会を退会した後も引き続き存続するものとする。

## 第 8 章 その他

**(解散)**

第 27 条 本研究会は、総会において会員の三分の二以上の同意をもって解散することができる。

- 2 解散した場合における残余財産の取扱いについては解散時の総会において審議するものとする。

**(協議)**

第 28 条 本会則に定めなき事項、運用において疑義が生じた事項については、総会の議決をもって解決する。

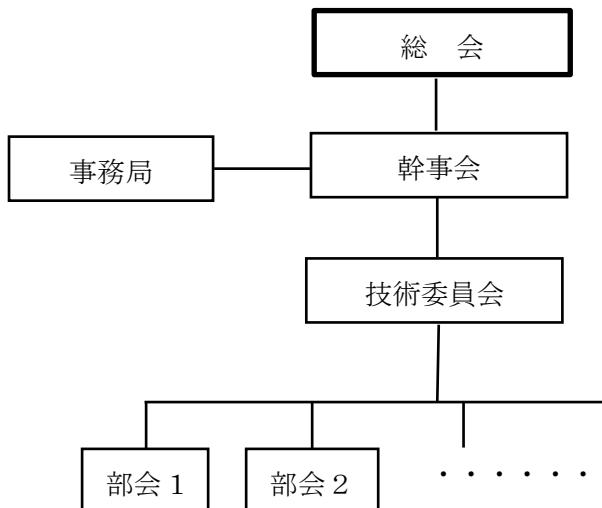
**(施行)**

第 29 条 本会則は、平成 29 年 5 月 30 日から施行する。

UFC 道路橋床版研究会細則

(組織)

第 1 条 本研究会の組織を以下のとおりとする。



2 技術委員会のもとに、部会を設けることができる。

第 2 条 幹事会は、次の事項を審議する。

- (1) 総会で決議する議案などに関する事項。
- (2) その他、本研究会の運営に関する事項。

第 3 条 技術委員会は、次の事業を行う。

- (1) 本技術の品質確保に関わる技術評価、品質管理、技術指導、技術課題の解決。
- (2) 本技術の改善・改良、新しい構造の研究・開発。
- (3) 本技術に関わる設計・施工・維持管理に関するマニュアルなどの技術資料の整備、展開。
- (4) 本技術の普及・展開に関わる技術 PR、対外発表、及び関連技術情報の収集。
- (5) その他、本技術に関する事項。

第 4 条 技術委員会の委員は、会員に所属する者もしくは、本技術に関する有識者のうち、会長が委嘱した者とする。

- 2 委員の任期は 2 年とする。ただし、再任は妨げない。
- 3 会長は、委員が解嘱を申し出たとき、その他委員として適当でないと認めるときは、その委員を解嘱するものとする。

第 5 条 各委員会には委員長を置く。

- 2 委員長は委員の中から会長が指名し委嘱する。

(会費等)

第6条 会員は、会則第22条に定める入会金及び年会費は次のとおりとする。

	入会金	年会費
特別会員	0 円	0 円
一般会員	200,000 円	100,000 円
賛助会員	100,000 円	50,000 円

(謝金等)

第7条 総会、委員会に出席した有識者委員(会員に属さない委員)には、次表に基づき謝金(日当及び近距離交通費を含む)を支払う。

	謝金
会長	30,000 円
技術委員長	20,000 円
委員	20,000 円

2 支払いに際しては、所定の税務処理を行う。

(旅費等)

第8条 総会、委員会に出席した有識者委員(会員に属さない委員)には、次表に基づき旅費を支払う。

	旅 費
近距離交通費	2,000 円 (ただし、謝金に含む)
2,000 円を超える場合	実 費
宿泊を伴う場合	実 費

2 支払いに際しては、所定の税務処理を行う。

(その他)

第9条 本細則は、総会において承認を得た場合に改廃できるものとする。

第10条 本細則に定めなき事項、運用において疑義が生じた事項については、総会の決議を得て解決する。

第11条 本細則は、平成29年5月30日から施行する。

## UFC道路橋床版研究会 役員

役職	氏 名	所 属 先
会 長	二羽 淳一郎	東京工業大学 名誉教授
幹事長	金治 英貞	阪神高速道路(株)
幹 事	太田 和宏	(株)IHIインフラ建設
	福本 育央	鹿島建設(株)
	丹羽 信弘	中央復建コンサルタンツ(株)
	友田 富雄	日本工営(株)
	八木 洋介	(株)富士ピー・エス
	室田 敬	三井住友建設(株)
事務局長	西岡 勉	(一財) 阪神高速先進技術研究所
会計監事	西川 啓二	(株)オリエンタルコンサルタンツ
	皿海 章雄	清水建設(株)

# UFC道路橋床版研究会 会員

## 特別会員

会員名	代表者	
	部署・役職	氏名
西日本高速道路株式会社	代表取締役社長	前川 秀和
(一財)阪神高速先進技術研究所	理事長	西岡 敬治
阪神高速道路(株)	代表取締役社長	吉田 光市

## 一般会員

(建設コンサルタント等)

会員名	代表者	
	部署・役職	氏名
(株)IHIインフラシステム	代表取締役社長	上田 和哉
(株)オリエンタルコンサルタンツ	代表取締役社長	野崎 秀則
(株)建設技術研究所	代表取締役社長	中村 哲己
(株)綜合技術コンサルタント	常務取締役大阪支社長	宋 華文
大日本コンサルタント(株)	大阪支社長	大貝 和也
中央コンサルタンツ(株)	執行役員支店長	木津 敦弥
中央復建コンサルタンツ(株)	代表取締役社長	兼塚 卓也
(株)長大	構造事業本部 第2構造事業部長	西村 一朗
日本工営(株)	交通運輸事業本部 事業本部長	山手 弘之
(株)日本構造橋梁研究所	代表取締役社長	前田 晴人
パシフィックコンサルタンツ(株)	交通基盤事業本部 構造技術部長	山口 恒太
阪神高速技研(株)	代表取締役社長	川北 司郎
阪神高速技術(株)	代表取締役社長	立石 泰三

(建設会社)

(株)IHIインフラ建設	取締役 営業本部長	太田 和宏
エム・エムブリッジ(株)	取締役社長	池浦 正裕
オリエンタル白石(株)	執行役員営業本部長	大信田 秀治
鹿島建設(株)	代表取締役副社長 土木管理本部長	茅野 正恭
カジマ・リノベイト(株)	施工本部 技師長	大塚 一雄
昭和コンクリート工業(株)	取締役 技術工事本部本部長	森 宏行
清水建設(株)	土木技術本部長	中満 光広
東洋建設(株)	取締役専務執行役員 土木事業本部長	大林 東壽
ドーピー建設工業(株)	代表取締役	稻田 義行
(株)富士ピー・エス	代表取締役社長	堤 忠彦
三井住友建設(株)	土木本部土木技術部長	長谷川 弘明

(製造会社)

(株)技建	代表取締役社長	津波古 健二
ケイコン(株)	代表取締役社長	荒川 崇
都築コンクリート工業(株)	代表取締役社長	前田 直之
日本コンクリート工業(株)	代表取締役社長	塚本 博

### 賛助会員

会員名	代表者	
	部署・役職	氏名
(株)北川鉄工所	取締役執行役員 東京支店支店長	藤本 一
GCPケミカルズ(株)	代表取締役	関口 忠男
住友電気工業(株)	常務執行役員特殊線事業本部長	佐野 裕一
デンカ(株)	代表取締役社長	山本 学

(50音順、敬称略)

## UFC道路橋床版研究会 技術委員会

役 職	所 属 先	氏 名
委員長	岐阜大学 教授	内田 裕市
有識者	埼玉大学 教授 神戸大学 准教授	奥井 義昭 三木 朋広
	西日本高速道路(株) 技術本部 技術環境部 構造技術課長 (一財)阪神高速先進技術研究所 理事 阪神高速道路(株) 技術部 技術推進室長	大城 壮司 西岡 勉 茂呂 拓実
	(株)IHIインフラシステム 事業戦略本部 プロポーザル部 部長 (株)オリエンタルコンサルタンツ 関西支社構造部 次長 (株)建設技術研究所 大阪本社構造部 次長 (株)総合技術コンサルタント 大阪支社構造II部 次長 大日本コンサルタンツ(株) 大阪支社技術部長 中央コンサルタンツ(株) 大阪支店 設計1部3課 課長 中央復建コンサルタンツ(株) 構造系部門 技師長 (株)長大 構造事業本部 副技師長 日本工営(株) 大阪支店 交通都市部 次長 (株)日本構造橋梁研究所 大阪支社 設計部 課長 パシフィックコンサルタンツ(株) 交通基盤事業本部 構造技術部 阪神高速技術研(株) 技術部 設計課長 阪神高速技術(株) 技術部長	宮地 崇 西川 啓二 光川 直宏 渡邊 裕規 佐藤 秀雄 井原 貴浩 丹羽 信弘 館 浩司 仲村 賢一 池田 良介 小林 篤司 丹波 寛夫 深川 季秋
委 員	(株)IHIインフラ建設 開発部 エム・エムブリッジ(株) 生産・技術部 保全・エンジニアリンググループ 主席 オリエンタル白石(株) 本社技術本部 技術研究所 主任研究員 鹿島建設(株) 技術研究所 担当部長 鹿島建設(株) 土木部 担当部長 カジマ・リノベイト(株) 取締役 技術本部長 昭和コンクリート工業(株) 営業本部 開発部 担当課長 清水建設(株) 土木技術本部 橋梁統括部 主査 東洋建設(株) 美浦研究所 (材料研究室)主任研究員 ドーピー建設工業(株) 技術部 課長 (株)富士ピー・エス 技術センター エンジニアリンググループ サブリーダー 三井住友建設(株) 土木本部 土木技術部 構造技術グループ 課長	高木 祐介 前川 勉 俵 道和 一宮 利通 齋藤 公生 岡本 二郎 国井 優嗣 崎山 郁夫 森田 浩史 長谷川 剛 山口 光俊 竹之井 勇
	(株)技建 設計室長 ケイコン(株) 製品事業部 技術部 設計グループ 課長 都築コンクリート工業(株) 営業部・技術部取締役部長 日本コンクリート工業(株) 技術開発部 土木・建材グループ 課長	宮野 伸介 松崎 進 本田 和之 山岸 健治
贊助 会員	(株)北川鉄工所 サンテックカンパニー プラント統括部 技術課 係長 GCPケミカルズ(株) 技術部 課長代理 住友電気工業(株) 特殊線事業部 PC技術部長 デンカ(株) 青海インフラ技術研究部	亀田 尚明 澤田 誠一 松原 喜之 前田 拓海

(50音順、敬称略)